

前橋市興行場法施行条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置の場所及び構造設備の基準)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所及びその構造設備について公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 構造設備は、次の要件を備えること。</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ 便所は、次に掲げるところにより場内に設けられていること。ただし、他の用途を主とする建築物の一隅に設置された小規模施設等で、これらに近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 各階に男性用及び女性用に区画して設けられていること。ただし、上下の階の中間階に設ける等入場者の利便を損なわないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ)～(エ) 省略</p> <p>(オ) 各階における便所((イ)ただし書に該当する場合における当該便所を含む。)の便器の数は、次により適正に設けられていること。</p> <p>a 男性用便器及び女性用便器の合計数は、原則として次の表の床面積の欄に掲げる各階の観覧場の床面積の区分に応じ、同表の便器数の欄に掲げる便器数以上であること。ただし、(イ)ただし書に該当する場合の観覧場の床面積は、主として当該便所を利用する入場者に対応する階の観覧場の床面積の合計とする。</p> <p>表 省略</p> <p>b 男性用大便器は、少なくとも小便器5個以内ごとに1個が設けられていること。ただし、座便式便器その他の小便器と兼用できる便器を設ける場合は、</p>	<p>(設置の場所及び構造設備の基準)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所及びその構造設備について公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 構造設備は、次の要件を備えること。</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ 便所は、次に掲げるところにより場内に設けられていること。ただし、他の用途を主とする建築物の一隅に設置された小規模施設等で、これらに近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) <u>男性用大便所及び女性用便所がそれぞれ1か所以上設けられていること。</u></p> <p>(ウ) <u>観覧場が複数階に及ぶ場合にあっては、各階に男性用及び女性用に区画して設けられていること。ただし、上下の階の中間階に設ける等入場者の利便を損なわないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(エ)～(オ) 省略</p> <p>(カ) <u>場内の各階における便所((ウ)ただし書に該当する場合における当該便所を含む。)の便器の数は、次により適正に設けられていること。</u></p> <p>a <u>男性用便器と女性用便器の数は、おむね同数とすること。</u></p> <p>b <u>男性用大便器は、少なくとも小便器5個以内ごとに1個が設けられていること。ただし、座便式便器その他の小便器と兼用できる便器の場合は、その割合を適宜変えることができる。</u></p> <p>c 男性用便器及び女性用便器の合計数は、原則として次の表の床面積の欄に掲げる各階の観覧場の床面積の区分に応じ、同表の便器数の欄に掲げる便器数以上であること。ただし、(ウ)ただし書に該当する場合の観覧場の床面積は、主として当該便所を利用する入場者に対応する階の観覧場の床面積の合計とする。</p> <p>表 省略</p>

その割合を適宜変えることができる。  
(カ) 男性用便器と女性用便器の数の比率は、男性及び女性がそれぞれ便所の利用に要する時間、当該興行場を利用する男性及び女性の比率等を考慮したものとすること。

(キ)～(ク) 省略

キ 喫煙室を設ける場合は、当該興行場の出入口から極力離して設けることとし、たばこの煙が喫煙室以外の施設に流入しない構造であること。

ク 空気環境に係る構造設備は、次に掲げるところによること。

(ア) 省略

(イ) 機械換気設備及び空気調和設備の換気能力は、床面積1平方メートル当たり毎時75立方メートル以上のものであること。ただし、次条第3号の空気環境の基準を満たしている場合は、この限りでない。

ケ 省略

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

第3条 法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者が講じなければならない換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) 省略

(3) 空気環境は、次に掲げる基準を満たすように調整すること。

ア 炭酸ガス濃度は、0.15パーセント以下とすること。

イ 観覧場にあつては、浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下とすること。

(4) 省略

(5) 次に掲げるところにより入場者への案内又は適当な場所への掲示を行うこと。

ア 男性用便所又は女性用便所である旨の掲示を行うこと。

イ～エ 省略

(6)～(8) 省略

(キ)～(ク) 省略

キ 喫煙室は、次に掲げるところにより各階に設けられていること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に掲示する場合にあつては、喫煙室を設けることを要しない。

(ア) 床面積は、観覧場の床面積100平方メートルにつき5平方メートル以上であること。

(イ) 煙が喫煙室以外の施設に流入しない構造であること。

ク 空気環境に係る構造設備は、次に掲げるところによること。

(ア) 省略

(イ) 機械換気設備及び空気調和設備の換気能力は、床面積1平方メートル当たり毎時75立方メートル以上のものであること。

ケ 省略

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

第3条 法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者が講じなければならない換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) 省略

(3) 省略

(4) 次に掲げるところにより入場者への案内又は適当な場所への掲示を行うこと。

ア 男性用便所及び女性用便所である旨の掲示を行うこと。

イ～エ 省略

(5)～(7) 省略